

## 第2回徳島県行政不服審査会 会 議 次 第

日時：平成29年3月22日（水）午前10時から

場所：徳島県庁11階 1106会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 徳島県行政不服審査会運営要領について

(2) 平成28年度審査請求の状況について

(3) その他

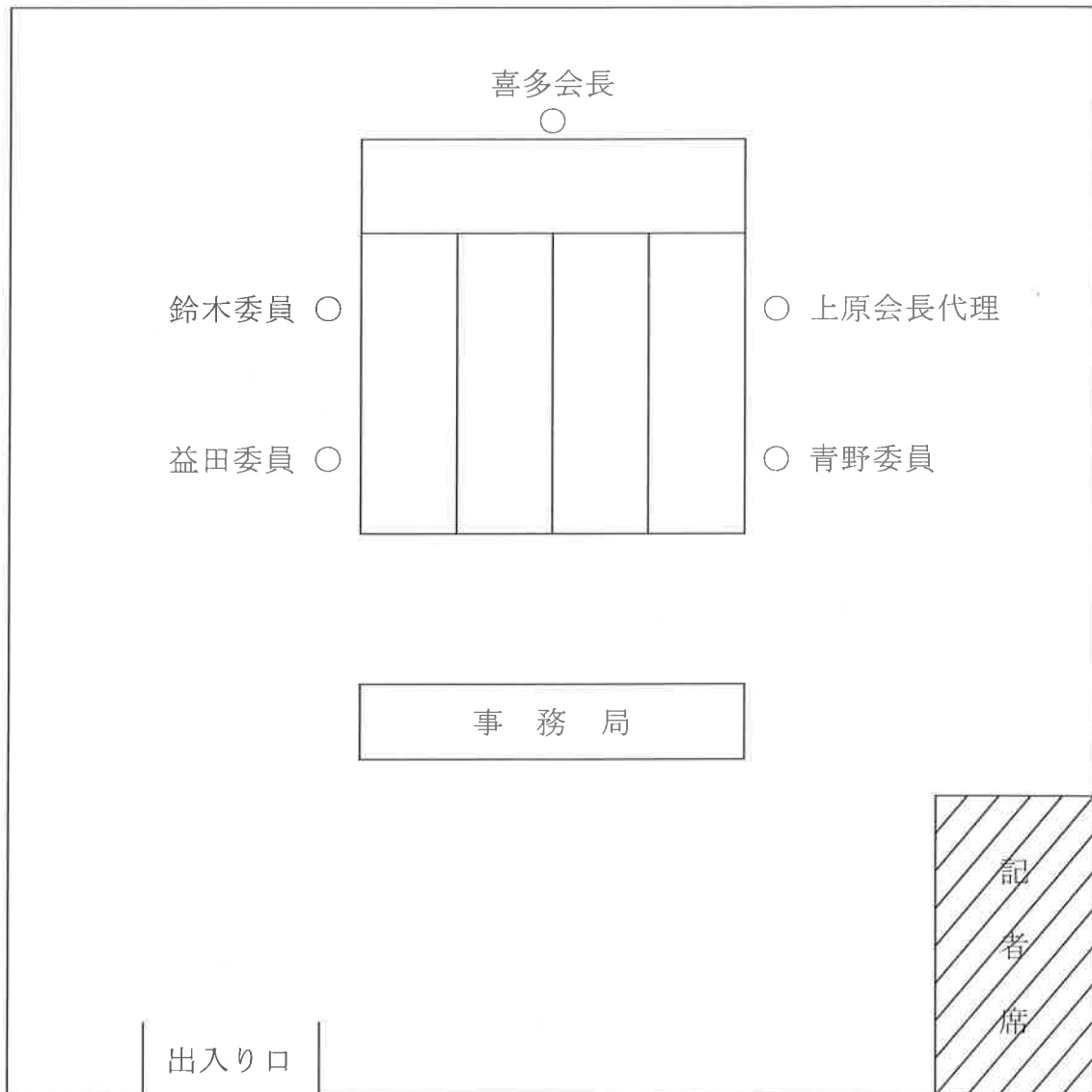
3 閉 会

# 徳島県行政不服審査会委員名簿

(50音順, 敬称省略)

青野透	徳島文理大学総合政策学部教授	
上原克之	徳島大学大学院准教授	会長職務代理者
喜多三佳	四国大学経営情報学部教授	会長
鈴木亜佐美	弁護士	
益田歩美	弁護士	

## 座席表



徳島県行政不服審査会運営要領（案）

下線部修正

（趣旨）

第1条 この要領は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び徳島県行政不服審査会設置条例（平成27年徳島県条例第63号）に定めるもののほか、徳島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の準備）

第2条 審査会は、審査庁から諮問があった場合は、次の手続をとるものとする。

- (1) 諮問書の記載事項に誤り又は漏れがないか、必要な書類が添付されているかを確認し、不備がある場合は、審査庁に補正等を求める。
- (2) 諮問書及び添付書類の内容を踏まえて、事件名を付す。
- (3) 法第81条第3項において準用する法（以下「準用法」という。）第76条の規定による主張書面又は資料の提出について、相当の期間を定めて審査関係人（審査請求人、参加人又は審査庁をいう。以下同じ。）に通知する。

（会議等）

第3条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。この場合において、審査会は、審査関係人に通知しなければならない。

3 会議は、次に掲げる場合を除き、原則公開とする。

(1) 諮問に係る調査審議を行う場合

(2) 審査会が特に非公開とする必要があると認めた場合

（調査等）

第4条 審査会は、準用法第74条の規定により審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めるときは、審査関係人に対し、相当の期間を定めて、書面により依頼するものとする。

2 審査会は、準用法第74条の規定により適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるときは、その日時、場所その他必要な事項について、書面により依頼するものとする。

（意見の陳述）

第5条 審査会は、準用法第75条第1項の規定により審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えるときはその日時及び場所を、同項ただし書の規定により当該機会を与える必要がないと認めたときはその旨及びその理由を、申立人に対し、書面により通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第6条 審査会は、準用法第78条第1項の規定により提出資料の閲覧等を認めたときは、その方法等について、申立人に対し、書面により通知するものとする。

2 審査会は、準用法第78条第1項後段の規定により提出資料の閲覧等を拒むときは、その旨及びその理由を、申立人に対し、書面により通知するものとする。

(答申の修正)

第7条 答申の決定後、答申をするまでの間に、誤記その他表現上の明白な誤りが判明した場合に限り、会長が職権により修正することができる。答申をした後において、当該誤りが判明した場合においても、同様とする。

(答申の公表)

第8条 準用法第79条の規定による答申の公表は、答申の概要を総務省「行政不服審査裁決・答申検索データベース」に掲載する方法により行うものとする。

(会議録の作成)

第9条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した事件の名称
- (4) 議事の要旨
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、当該会議に出席した委員全員の確認を得て、会長がこれを確定する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、監察局監察課において行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。